

2024-2026 年度課題別研修  
「臨床検査技術―新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学―」に係る  
参加意思確認公募について

独立行政法人国際協力機構東京センター（以下、「JICA 東京」という）は、下記の業務について参加意思確認書（様式1）の提出を公募します。

本研修は、開発途上国の中央または地方の基幹医療機関もしくは診断部門と連携できる基幹検査機関に勤務する者で、

- 1) 臨床検査業務に従事する臨床検査技師、もしくは医師、薬剤師、看護師
- 2) 研修で習得した技術及び知識の普及を実行可能な責任ある立場にある者
- 3) 微生物検査に従事している者

を対象として、SDGs 目標 3 への貢献を目指し、エボラウイルス病、ジカウイルス感染症あるいは COVID-19 の流行等を受け、今後も取り組みが必要とされている感染症の適切な診断と治療に必要な標準的かつ精度の高い微生物学的検査技術および検査室管理・運営の手法を習得し、説明できるようになることを目的とする研修コースです。

本業務の遂行にあたっては、公益財団法人 国際医療技術財団（以下「特定者」という。）を契約の相手先として、JICA 所定の基準に基づき経費を積算したうえで契約を締結する予定です。

特定者は、JICA との研修委託契約により 1988 年以来、80 か国以上から 300 名を超える研修員に対して感染症の診断に必須な臨床検査技術にかかる技術指導を実施してきた実績を有しています。JICA の研修事業において豊富な経験があることから、本分野の効果的なカリキュラム作成、講師・視察先の確保、研修員の自国の状況に応じた指導助言といったノウハウが豊富に蓄積されており、当該分野に関する高い技術を活用して研修の計画、実施が可能であると想定されます。

以上のことから、下記の「2 応募要件」を満たし、本件業務を適切に実施し得る要件を備えています。特定者以外の者で応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施します。

記

1. 業務内容

- (1) 業務名：2024-2026 年度 課題別研修「臨床検査技術―新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学―」コース研修委託業務
- (2) 案件概要：別紙2「研修委託業務概要」のとおり
- (3) 実施期間（2024 年度）：2024 年 10 月上旬～2024 年 12 月上旬（予定）
- (4) 契約履行期間（2024 年度）：2024 年 9 月下旬～2025 年 2 月中旬（予定）

※2025、2026 年度の実施時期は未定。契約履行期間には、事前準備期間及び事後整理期間を含む。

## 2. 応募要件

### (1) 基本的要件

- 1) 公示日において令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する者。(以下「全省庁統一資格保有者」という。)又は、当機構の審査により同等の資格を有すると認められた者。
- 2) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、参加意思確認書を提出する資格がありません。
- 3) 当機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成 20 年 10 月 1 日規程(調)第 42 号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けていないこと。具体的には以下のとおり扱います。
  - ・資格停止期間中に提出された参加意思確認書は、無効とします。
  - ・資格停止期間中に公示され、参加意思確認書の提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、参加意思確認書を受け付けます。
- 4) 競争から反社会的勢力を排除するため、参加意思確認書を提出しようとする者(以下、「提出者」という。)は、以下のいずれにも該当することはないことを誓約していただきます。具体的には、参加意思確認書の提出をもって、誓約したものとします。

なお、当該誓約事項による誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、参加意思確認書を無効とします。

  - ① 提出者の役員等(提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員をいう。以下同じ。)が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程(平成 24 年規程(総)第 25 号)に規定するところにより、これらに準ずる者又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。)である。
  - ② 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
  - ③ 反社会的勢力が提出者の経営に実質的に関与している。
  - ④ 提出者又は提出者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
  - ⑤ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
  - ⑥ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
  - ⑦ 提出者又は提出者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
  - ⑧ その他、提出者が東京都暴力団排除条例(平成 23 年東京都条例第 54 号)又はこ

れに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

- 5) 法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等（※1）を適切に管理できる体制を以下のとおり整えていること。（中小規模事業者（※2）については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」別添「特定個人情報に関する安全管理措置」に規定する特例的な対応方法に従った配慮がなされていること。）

- ① 個人情報及び特定個人情報等の適正な取扱いや安全管理措置に関する基本方針や規程類を整備している。
- ② 個人情報及び特定個人情報等の保護に関する管理責任者や個人番号関係事務取扱担当者等、個人情報及び特定個人情報等の保護のための組織体制を整備している。
- ③ 個人情報及び特定個人情報等の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報及び特定個人情報等の適切な管理のために必要な安全管理措置を実施している。
- ④ 個人情報又は特定個人情報等の漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備している。

（※1）特定個人情報等とは個人番号（マイナンバー）及び個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

（※2）「中小規模事業者」とは、事業者のうち従業員の数が100人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者をいう。

- ・ 個人番号利用事務実施者
- ・ 委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者
- ・ 金融分野（金融庁作成の「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第1条第1項に定義される金融分野）の事業者
- ・ 個人情報取扱事業者

## （2）その他の要件

- 1) 案件受託上の条件として、2024年度案件を第1回目として受託し、2026年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2024年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2026年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。
- 2) 業務を遂行する法人としての能力を有すること。
- 3) 業務を総括するための総括責任者を選任し、機構担当者及び関係機関等と密接な連絡を保ちつつ研修業務が円滑に進むような体制を構築できること。
- 4) 臨床検査技術関連のオンライン研修及び来日研修（講義／演習等）を実施した経験を有すること。

### 3. 手続きのスケジュール

(1) 参加意思確認書の提出 (様式 1)	提出期間	2024 年 4 月 23 日 (火) 12 時まで
	提出場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	提出書類	参加意思確認書、応募要件に該当する全省庁統一資格を有していない者は、参加意思確認書に記載の提出資料一式 (写し可)
	提出方法	郵送又は持参、又はメール ※郵送 (配達記録の残るものに限る) の場合は提出期限必着。持参の場合は、平日 10:00 から 17:00 まで (正午から 14:00 までは除く) に上記提出場所へ持参。 メールの場合は、下記 (4) の留意点を参照の上、下記 (4) 記載の両方のメールアドレスへ提出期限までに必着で送信すること。
(2) 審査結果の通知	発送日	2024 年 4 月 30 日 (火)
	通知方法	郵送又はメール
(3) 審査結果についての理由請求	請求場所	JICA 東京 人間開発・計画調整課
	請求方法	郵送、又はメール。郵送 (配達記録の残るものに限る) の場合は提出期限必着。メールの場合は、下記欄外の「メール送信の際の留意点」を参照の上、提出期限までに必着で送信すること。) )
	請求締切日	2024 年 5 月 9 日 (木) 12 時まで
	回答予定日	2024 年 5 月 16 日 (木)
	回答方法	郵送、又はメール

#### (4) 提出場所・メールアドレス

〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-5

JICA 東京 人間開発・計画調整課 (担当: 中野 勉) 電話: 03-3485-7079

[ticthdop@jica.go.jp](mailto:ticthdop@jica.go.jp)

#### 【メール送信の際の留意点】

- ・ メールを受信制限があるところ、送付メールの容量は 20MB 以下とすること。
- ・ データ容量が大きい場合は、上記、参加意思確認書 (様式 1) の PDF データを受領後 1 営業日以内に、提出された「参加意思確認書」に記載されているメールアドレスに対して、大容量データ受け渡しサイト (GIGAPOD=ギガポッド) の URL と、同 URL にログインするための ID とパスワードをメールで送付する (ただし、パスワードについては、別メールにて送付する)。同 URL にアクセスし、ID とパスワードを入力してログインの上、提出する書類を同サイトにアップロードした後、必ずメールにて担当者へ方願います。

- ・ 上記大容量データ受け渡しサイト（ギガポッド）が利用できない場合は、郵送で提出すること。
- ・ JICA 東京では、受信内容を確認の上、24 時間以内に（土・日・祝日をはさむ場合は翌営業日の 17 時まで）受信確認メールを送付するが、万一連絡がない場合は、JICA 東京へ問い合わせをすること。メール提出時刻から 24 時間以内の問い合わせは原則受付けないので、電子メールにより提出する場合は早期の提出を推奨する。

#### 4. その他

- (1) 提出期限を過ぎて提出された参加意思確認書等は無効とします。
- (2) 参加意思確認書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された参加意思確認書等は返却しません。
- (4) 機構は提出された参加意思確認書等を、参加意思確認書等の審査の目的以外に提出者に無断で使用しません。
- (5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めません。
- (6) 審査の結果、応募要件を満たさなかった者は、書面によりその理由について説明を求められます（上記 3（3）を参照ください）。
- (7) 公募の結果、応募要件を満たす者がいない場合は、特定者との随意契約手続きに移行します。また、応募要件を満たす者がいる場合は、指名による企画競争を行います。その場合の日時、場所等の詳細は、応募要件を満たす者及び特定者に対して、別途連絡します。
- (8) 予算その他機構の事情により、当該手続きを中止する場合があります。
- (9) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限ります。
- (10) 契約保証金：免除します。
- (11) 共同企業体の結成：認めません。

以 上

## 2024-2026 年度課題別研修

### 「臨床検査技術 - 新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学-」研修委託業務概要

以下の記載は、2024 年度に係るものである。2025 年度と 2026 年度については、別紙 1 「業務仕様書」 2. 応募要件 (2) その他の要件 1) を参照。

#### 1. 研修コース概要

##### (1) 研修コース名

課題別研修「臨床検査技術―新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学―」

##### (2) 技術研修期間 (予定)

来日研修：2024 年 10 月上旬から 2024 年 12 月上旬の間

##### (3) 研修員 (予定)

###### 1) 定員：

11 名 (課題別研修：9 名、国別上乘せ：2 名)

###### 2) 対象国 (予定)：

ラオス、東ティモール、パプアニューギニア、バヌアツ、サモア、ナイジェリア、ウガンダ、ギニア、シエラレオネ、\*ザンビア、\*コンゴ民主共和国 (応募状況や選考の過程で変更や数名の増減あり、\*ザンビア、コンゴ民主共和国は国別上乘せ)

###### 3) 研修対象組織・対象人材

国または地方の基幹医療機関もしくは診断部門と連携できる基幹検査機関に勤務する者で原則以下の全ての項目を満たしている者

① 臨床検査業務に従事する臨床検査技師、もしくは医師、薬剤師、看護師

② 研修で習得した技術及び知識の普及を実行可能な責任ある立場にある者

③ 微生物検査に従事している者

④ 研修に必要な英語能力を有する者

⑤ マイクロソフト・ソフトウェアの使用を含む基礎的な PC スキルを有する者

⑥ 心身ともに健康で支障なく研修生活を送ることができる者\*

\*病院実習を実施するため、健康診断 (胸部レントゲン検査や抗体検査、予防接種等) を受け、実習先病院の基準を満たす必要あり。

###### 4) 研修使用言語

英語

###### 5) 研修の背景・目的

ミレニアム開発目標 (MDGs) で達成できなかった課題を改善し持続的な社会を形成するため、2015 年、国連にて 2030 年までの新たな国際開発目標となる「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択された。SDGs の目標 3 は「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」とされており、具体的には妊産婦死亡率・新生児死亡率・5 歳以下死亡率を目標値まで削減すること、保健医療及び社会保護に公平かつ

普遍的にアクセスできる世界を目指す UHC を達成することなどがターゲットとして掲げられている。

こうした中で JICA は UHC 達成に向けて保健システムの構築を主軸とし、母子保健、感染症対策、非感染性疾患等への対策に取り組んできている。このうち感染症対策に関しては、エボラウイルス病やジカウイルス感染症、さらに近年では新型コロナウイルス感染症の流行等新興感染症への対応を始め国際的な医療情報ネットワークの構築と信頼できる検査技術の果たす役割は益々重要となっている。またアフリカにおいては、PREPARE 構想のもと、ラボ強化支援を通して健康危機対応能力強化を目指している。一方で日本の医療水準の向上には精度の高い分析手法・検査技術に根差した信頼度の高い医療データの提供が重要な役割を果たしてきた。開発途上国においてもこうした信頼度の高い医療データの提供、検査技術は新興感染症への世界的な予防対策を講ずる上で不可欠となる。

本研修では、感染症の診断の向上及び参加各国内でのラボラトリーネットワークの強化に向けて、国／地方の基幹医療機関もしくは診断部門と連携できる基幹検査機関の臨床検査業務に従事する者が、1) 精度の高い検査技術（微生物検査）2) 検査室管理・運営の手法を習得し、説明できるようになることを目指す。なお、国際保健のための G7 伊勢志摩ビジョン（2016 年）の柱である薬剤耐性に関する最新の知識と検査技術も内容に含んでいる。

## 6) 案件目標

研修員が、自国の保健システムの中で自施設に求められる臨床検査の役割を踏まえ、感染症の適切な診断と治療に必要な標準的かつ精度の高い微生物学的検査技術および検査室管理・運営の手法を習得し、説明できるようになる。

## 7) 単元目標

- ① 微生物学的検査を合理的に進める検査室の管理・運営手法を習得し、説明できる。
- ② AMR や COVID-19 のような新興・再興感染症対策に必要な微生物学的検査の知識と技術（PCR 検査、免疫学的検査を含む）を習得し、説明できる。
- ③ 感染症の診断に必要な微生物学的検査の有効な活用法を習得し、説明できる。
- ④ 自国の保険システムの中で自施設に求められる微生物学的検査の役割並びに他医療職種との連携の在り方を理解し、説明することができる。

## 8) 研修内容

ア) 想定される研修項目（上記単元目標に対応している）

- ① -1 微生物検査室のバイオセーフティー及び基準微生物学的検査技術（GMT）
- ① -2 微生物学的検査の管理（検査前プロセス、検査プロセス、検査後プロセスの管理を含む）
- ① -3 スタッフの教育と管理
- ② -1 患者検体の塗抹検査法と分析
- ② -2 材料別検査法（培地、培養法の選択、主要起因菌の基本的同定法、結果の解釈及び報告を含む）
- ② -3 医学的に重要な細菌の同定検査法

- ② -4 PCRによる核酸増幅法、免疫学的検査法
  - ② -5 抗菌薬感受性検査法及び主要な抗菌薬耐性の検出法
  - ③ -1 各種感染症の診断における微生物学的検査の適正利用
  - ③ -2 感染症対策（院内感染を含む）における微生物検査室の役割と活動
  - ④ -1 保健システムにおける臨床検査の役割と検査室ネットワーク構築の重要性
  - ④ -2 感染症の流行状況監視のための疫学と情報の収集及び評価（感染症やAMRサーベイランス）
  - ④ -3 国際感染症対策の潮流
- イ）研修方法  
講義、病院実習（2週間程度）、視察、討論等を組み合わせながら、研修を実施する。
- ウ）JICAが実施する内容
- ① ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間（来日翌日）
  - ② プログラムオリエンテーション（研修概要説明）：1時間程度（来日翌日）
  - ③ 評価会、閉講式：半日程度（離日前日）

## 2. 委託業務の内容

### （1） 契約履行期間

2024年9月下旬～2025年2月中旬（この期間には、事前準備・事後整理期間を含む）

### （2） 業務詳細

上記1. 6）案件目標、7）単元目標を達成するために、以下の業務を実施する。

#### 1）研修実施全般に関する業務：

- ① 研修日程調整及び研修詳細計画書の様式を用いた日程案の作成
- ② 詳細移動計画書の作成、名札、リストの作成
- ③ 研修実施に必要な経費の見積り及び経費処理
- ④ JICA 東京及びその他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 研修員選考会への出席
- ⑥ 研修監理員との調整・確認
- ⑦ 健康診断（抗体検査・予防接種）に係る業務、その他院内感染予防対策の確認及びその実施
- ⑧ 国内移動手配
- ⑨ 研修旅行時の宿泊手配
- ⑩ コースオリエンテーションの実施
- ⑪ 研修の運営管理とモニタリング
- ⑫ 研修員の技術レベルの把握
- ⑬ 各種発表会の実施、討議の先導
- ⑭ 研修員作成の各種レポートの分析・評価
- ⑮ 研修員からの技術的質問への回答
- ⑯ 評価会、技術討論会への出席、実施補佐
- ⑰ 閉講式への出席、実施補佐

⑩ 研修監理員からの報告聴取

⑪ 最終総括の実施

2) 講義（討議）の実施に関する業務：

① 講師の選定・確保

② 講師への講義依頼文書の発出及び教材作成依頼文書の作成・発信

③ 講義室、会場及び使用資機材の手配、確認（講義当日の諸準備を含む）

④ 講義テキスト、資機材、参考資料の準備（使用言語への翻訳・印刷製本を含む）・確認（著作権処理を含む）

⑤ 講義テキスト、参考資料の CD-ROM 化、

⑥ 講師への参考資料（テキスト等）の送付

⑦ 講師からの原稿等の取り付け、配布等の調整、教材利用許諾範囲の確認及び JICA への報告

⑧ 講師への手配結果の報告

⑨ 講義等実施時の講師への対応

⑩ 講師謝金の支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き

⑪ 講師への旅費及び交通費の支払い

⑫ 講師（又は所属先）への礼状の作成・送付、資材資料返却

3) 視察（研修旅行）の実施に関する事項：

① 見学先の選定・確保と見学依頼文書又は同行依頼文書の作成・送付

② 見学先への手配結果の報告

③ 見学先への引率・補足説明

④ 見学謝金等の支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き

⑤ 見学先への礼状の作成と送付、資材資料返却

4) 病院実習に関する事項：

① 実習先の選定・確保と実習依頼文書の作成・送付

② 実習先との連絡・調整

③ 院内感染予防対策の確認及びその実施

④ 実習内容のモニタリング

⑤ 実習謝金等の支払い、明細書送付を含む諸経費支払い手続き

⑥ 実習先への礼状の作成と送付、資材資料返却

5) 事後整理に関する事項

① 業務完了報告書作成（教材の著作権処理報告含む）

② 経費精算報告書作成

③ 情報廃棄報告書作成

(3) 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書（教材の著作権処理報告含む）、経費精算報告書、情報廃棄報告書を各 1 部ずつ、技術研修期間終了後速やか（契約書記載の期限まで）に提出する。

### 3. 留意事項

- (1) 本研修コース実施にあたって英語－日本語の逐次通訳等を行う通訳同行者を配置していただきます（研修委託契約に配置業務も内包）。  
なお、グループに分かれての個別実習等で複数の通訳同行者が必要な際には、契約相手方が手配する通訳同行者とは別途、当機構が英語－日本語の逐次通訳等を行う研修監理員を配置予定です。研修監理員は、JICA が実施する研修員受入事業において、JICA、研修員及び研修実施機関の三者の間に立ち、当該 言語を使用しつつ（通訳）、研修員の研理解を促進し、研修効果を高め、 研修進捗状況を現場で確認する等、研修コースでの現場調整を行う人材です。JICA は登録された研修監理員の中から、研修コースごとに研修コース の特性等を勘案し、諸条件を提示して個別に業務を発注します（準委任契約）。
- (2) 研修員及び同行者（上限 1 名）の研修旅行にかかる国内移動・宿泊については、研修委託契約に内包化する予定です。
- (3) 本業務概要は予定段階のもので、詳細については変更となる可能性があります。
- (4) 研修員受入事業及び研修委託契約の概要を含む研修委託契約の各種ガイド ライン、契約書等については、以下 JICA HP を参照願います。

[https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr\\_japan/guideline.html](https://www.jica.go.jp/activities/schemes/tr_japan/guideline.html)

(注) 本業務概要は公示時点のもので、詳細については変更される可能性もあります。

## 参加意思確認書

独立行政法人国際協力機構  
東京センター 契約担当役殿

提出者 (法人番号)  
(所在地)  
(貴社名)  
(代表者役職氏名) 印  
(メールアドレス)

2024-2026 年度課題別研修「臨床検査技術一新興・再興感染症にも対応できる臨床微生物学一」に係る公募において応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

## 記

- 1 全省庁統一資格（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有する場合）  
登録番号：
- 2 応募要件に関する記述  
※ 公募に掲げる応募要件を満たしている状況等について記載すること。  
※ サイズ：A4 版縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。
- 3 添付資料（令和 04・05・06 年度全省庁統一資格を有していない場合は提出要）
  - (1) 基本要件
    - ①組織概要  
※組織概要について記載すること（パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること）。
    - ②登記事項証明書（写）（法務局発行の「履行事項全部証明書」、発行日から 3 ヶ月以内のもの）
    - ③財務諸表（写）（申請日直前 1 年以内に確定した決算書類）（写）
    - ④納税証明書（写）（その 3 の 3、発行日から 3 ヶ月以内のもの）
  - (2) その他の要件：  
特定の資格、認証等が指定されている場合には、当該資格、認証等の取得状況がわかる証明書を提出してください。

以上